

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ	公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴う関係条例の整備に関する 条例 .....	福利・給与室 人材政策室	1頁
	三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例 .....	特別支援教育室	2頁

### お 知 ら せ

平成20年12月25日付け三重県公報号外に教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

(教育委員会関係分抜粋)

公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

平成二十年十二月二十五日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第五十三号

公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

(略)

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第四条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「一般地方独立行政法人等職員(」を「一般地方独立行政法人等職員等(」に改め、「規定する一般地方独立行政法人等職員」の下に「及び同条例第七条の三第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員」を加える。

第十六条の二第三項中「一般地方独立行政法人等職員」を「一般地方独立行政法人等職員等」に改める。

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第五条 公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「若しくは同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員若しくは第七条の三第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員」に、「又は同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は第七条の三第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員」に改め、第十九号を第二十一号とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十九 第七条の三第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員としての引き続きいた在職期間

二十 第七条の三第二項に規定する場合における県設立一般地方独立行政法人の役員としての引き続きいた在職期間

第六条の四第二項中「第五条の二第二項第二号から第十九号まで」を「第五条の二第二項第二号から第二十一号まで」に改める。

第七条の二の次に次の一条を加える。

(県が設立した一般地方独立行政法人から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第七条の三 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人

(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続き当該一般地方独立行政法人の役員となつた場合には、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている一般地方独立行政法人で県が設立したものに限る。以下「県設立一般地方独立行政法人」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において同じ。)となるため退職し、かつ、引き続き当該県設立一般地方独立行政法人の役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 県設立一般地方独立行政法人の役員が、県設立一般地方独立行政法人の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の県設立一般地方独立行政法人の役員としての引き続きいた在職期間(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、県設立一般地方独立行政法人の職員が引き続き当該県設立一般地方独立行政法人の役員となつた場合に、県設立一般地方独立行政法人の職員としての勤続期間を当該県設立一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することと定めているとき)にあつては、その者が県設立一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き県設立一般地方独立行政法人の役員として在職した場合におけるその者の県設立一般地方独立行政法人の職員としての引き続きいた在職期間を含む。)を含むものとする。

3 前二項の場合における県設立一般地方独立行政法人の役員としての在職期間の計算については、第七条(第五項及び第六項を除く。)の規定を準用する。

4 職員が第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き県設立一般地方独立行政法人の役員となつた場合又は第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き県設立一般地方独立行政法人の役員となつた場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(三重県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

#### 第六条 三重県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

(昭和三十三年三重県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「県立大学の学校医等に関しては知事、県立大学以外の県立の学校の学校医等に関しては、」を削る。

第六条中「県立大学の学校医等に関しては三重県規則、県立大学以外の県立の学校の学校医等に関しては、」を削る。

(略)

#### 第十四条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第五条の二第二項第二号から第十九号まで」を「第五条の二第二項第二号から第二十一号まで」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条(第六条の四第二項中「教育職給料表四級の特号給の額」を削る部分を除く)、第五条、第十三条及び第十四条の規定は、平成二十一年三月三十一日から施行する。

2 第六条の規定による改正後の三重県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十年十二月二十五日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第六十二号

三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例

三重県立特別支援学校条例(昭和三十九年三重県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「三重県立草の実特別支援学校」を「三重県立城山特別支援学校草の実分校」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において三重県立草の葉特別支援学校に在学している者は、この条例の施行の日  
に三重県立城山特別支援学校草の葉分校に在学しているものとする。

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
有限会社第一プリント社